

令和5年1月27日

派 遣 成 果 報 告 書

有田市議會議長 様

議員氏名 中西 登志明



有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～
研修期間	令和5年1月11日（水曜日）～令和5年1月12日（木曜日）
研修場所	① 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（　　） 4 その他（　　）
研修の成果	別紙のとおり

- ※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。
※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

日 時 令和 5 年 1 月 11 日水曜日～12 日木曜日

場 所 全国市町村国際文化研修所 滋賀県大津市唐崎二丁目 13-1

研修内容 「地方自治体の財政運営と議員の役割～地方財政の現状と健全化法の概要～」

講 師 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 稲沢克祐 氏

講 師 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 小室将雄 氏

自治体財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）は平成 19 年に施行され、20 年度決算から本格適用されました。その後は、段階的に早期健全化基準に抵触する団体は減少し、25 年度決算でわずか 1 団体、26 年度決算以降は、皆無で推移している。一方、公営企業の資金不足比率で経営健全化基準以上は 9 会計（簡易水道 1、交通 1、病院 1、宅地造成 3、観光施設 2、その他 1）であるが、これも 20 年度の 61 会計から段階的に減少している。

財政民主主義

租税や公債など、住民に貨幣的負担を負わせる自治体の行為は、その前提となる経費支出は、予算という形式の文書で住民に承認を得ることになり、歳入は予算という形式で歳出は決算という形式の文書にして議会の承認を得なければならないとなっている。

9 月議会で決算審議の結果で今後検討します等の答弁は、翌年 3 月の予算審議の時に確認して意見を求めることが重要である。出来れば 12 月・1 月に確認することが必要である。

財政分析指標の意義と考え方

財政指数とは、自治体の財政状況を知らせるシグナルであり、健全な財政運営がおこなわれているかをあらわしている。

健全な財政運営は特に次の三点が重要となります。

- 1、年度間の調整も含めて、短期／中長期に収支均衡が確保されていること。
- 2、自治体独自の政策に取り組むための財源が確保されていること。
- 3、借金返済の負担能力など安定的に確保されていること。

財政分析、指標解説

財政収支：分析の基本

形式収支＝歳入決算額－歳出決算額

実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源

形式収支が黒字で実質収支が赤字の場合は、翌年度へ繰り越す財源の確認が必要となります。また実質収支が黒字の場合でも黒字が多すぎないかの確認も必要となります。

実質収支の水準を示す指標、経験的に3%～5%程度が望ましいとされ有田市の令和2年度の数値をもとに見てみると3.2%となっています。

実質収支比率 = 実質収支額 / 標準財政規模 × 100

実質収支比率 : 234,150 / 7,409,247 × 100 ≈ 3.16 3.2%

財政の弾力性の分析：経常収支比率

どれだけ機敏に対応できるか、動脈硬化は進んでいないか判断するための指標として令和2年度の全国市町村の平均は93.1%となっています。令和2年度の有田市の数値をもとに見てみると99.2%となっています。

経常収支比率 = 経常的経費 - 経常特定財源 / 経常一般財源等総額

この他にも財政分析指標には、財政力指数、地方債残高比率、積立金比率があります。

財政指数をもとに会計間の数値移動ではなく、個別会計の課題の解決という本来の財政改革が求められています。

自治体財政指標の見方

都道府県及び決算情報については「決算状況資料集」等が公表されています。

資料集の概要は次のようになります。

* 統括表 : 人口、収支状況、財政指標等、概要データーから当該団体に属する各会計名。関係団体名等を纏め全体像をつかむことができます。

* 普通会計の状況 : 歳入、歳出の内訳等、決算の基本的な情報を表示しています。

*各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率　：　各会計、関係団体の財政状況とともに、健全化判断比率4指標の内訳をこの一枚で把握することができます。

*財政比較分析表　：　財政力指数、経常収支率、将来負担比率、実質公債費比率、ラスパイレス指数、経年比較、類似団体比較をおこない、要因の分析や指標の改善に向けた取り組みについて記載しています。

他にも　*経常経費分析表　*歳出決算分析表　*実質収支比率に係る経年分析　*連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の分析　*実質公債比率の構造　*将来負担比率の構造等があります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）は、平成19年6月22日に公布され、健全化判断比率および資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から公表されています。また、財政健全化計画などの策定義務など、そのほかの規定は、平成21年4月1日に施行され、平成20年度以降の決算に基づいて適用されています。

二日間での講習で、指標のそれぞれの意味を改めて確認することができました。早速3月議会での令和5年度の予算審議に活用できる指標や数値をおさえ、5年度の予算が市民に対しより良いサービスが計画されているか、今回の講習を生かし審査したいと思っています。